島本町教育委員会　会議録（令和８年第８回　定例会）

会議録確認委員	会議録記録者
髙岡　理恵	教育総務課　小林　貴衣

日　　時	令和８年７月２１日（火） 午前９時３０分　～　午前１０時０１分
場　　所	島本町役場４階　議会第３・第４会議室
出　席　者 委員及び事務局職員	横山寛教育長、髙岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、南田篤志次長 （教育総務課）伊藤康浩課長、乾真琴参事 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長 （保育幼稚園課）廣井信弥課長 （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
欠　席　者 委　　員	丸野亨教育委員
議　　題	第　８　号報告　工事請負契約の締結の臨時代理について（町立第二小学校北館校舎長寿命化改修工事） 第　９　号報告　工事請負契約の締結の臨時代理について（町立中学校空調設備改修工事） 第２２号議案　島本町特別支援委員会委員の委嘱について 第２３号議案　令和９年度使用小学校教科用図書の採択について 第２４号議案　令和９年度使用中学校教科用図書の採択について
議決事項	第２２号議案、第２３号議案、第２４号議案
教育長の報告の要旨	別紙議事録のとおり
そ　の　他	傍聴者１名

教育長　　本日、丸野教育委員から、島本町教育委員会会議規則第３条第３項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は４名です。定足数を満たしておりますので、令和８年第８回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。島本町教育委員会会議規則第１７条第２項の規定に基づき、会議録確認委員は髙岡教育委員に決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、髙岡教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第８号報告「工事請負契約の締結の臨時代理について（町立第二小学校北館校舎長寿命化改修工事）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長　　それでは、第８号報告「工事請負契約の締結の臨時代理について（町立第二小学校北館校舎長寿命化改修工事）」、御説明申し上げます。

本案件は、令和８年６月町議会定例会議に第５２号議案として提出し、御可決いただいたものであり、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１３号の規定に該当するため、本来であれば、議会への提出前に、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、議会の日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第３条第１項前段の規定に基づき、教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

資料３ページを御覧ください。

請負業者の選定に当たっては、予定価格が１億円以上の建築一式工事であることから、島本町制限付き一般競争入札要綱に基づき、制限付き一般競争入札により請負業者を決定しました。

制限付き一般競争入札の執行に当たっては、令和８年４月３日に地方自治法施行令第１６７条の６の規定による入札実施に係る公告を行い、同日から同月１３日までの間に入札参加資格審査申請書類の配布

及び受付をしたところ、１４者から申請がありました。その後、４者が辞退し、同年５月２６日に、１０者による入札を執行しました。

資料５ページを御覧ください。

入札結果については、入札調書のとおり１０者による制限付き一般競争入札を実施したところ、うち３者が低入札価格調査基準価格を下回る金額での応札であったため、入札は一旦保留とし、最低の価格での応札があった、株式会社前田組について、６月３日に開催された低入札価格調査委員会における調査の結果、応札金額で本契約の内容に適合した履行がされると認められました。

これを受け、資料６ページのとおり当該業者を落札者として、同年６月５日に契約金額３億８，２５５万３，６００円で仮契約を締結しました。

契約期間は、議会の議決日の翌日から令和９年１０月２９日までです。

それでは、工事内容について、資料に沿って御説明申し上げます。

工事の主な内容は、内装改修、外装改修、建具改修、電気機械設備更新及び構造体の劣化対策です。

資料７ページを御覧ください。

本図面は配置図兼仮設計画参考図等であり、黄色に示している箇所は、長寿命化改修工事の対象建物である第二小学校の北館校舎です。

続いて、工事期間中の工事車両動線を青色で示しており、緑色で示している箇所は、既存校舎から体育館、プール及び門扉へ移動するための安全通路となっています。

工事期間中においては、赤色の線で示す箇所に仮囲い及びバリケードを設け、工事ヤード及び工事車両動線を区画し、関係者以外の立入りを防ぎます。

また、工事車両の進入箇所や安全通路と交錯する箇所については、赤色の点線で示すゲートを設け、交通誘導員により安全誘導を行います。

次に、８、９ページを御覧ください。

改修対象建物の平面図を表しています。黄色で示している箇所が改修

範囲となっております。

次に、１０ページを御覧ください。

改修対象建物の立面図を表しています。平面図と同様に、黄色で示している箇所は改修範囲となっております。

次に、１１ページを御覧ください。

改修対象建物の断面図を表しています。平面図及び立面図と同様に、黄色で示している箇所が改修範囲となっております。

次に、１２ページを御覧ください。

工程計画表（案）です。

工事工程については、現在の案としては、契約締結後から工事の準備作業を始め、改修工事で必要となる建具、電気設備及び機械設備等の製作物について発注を進めます。また、工事期間中における児童及び学校関係者の安心・安全に最大限配慮できるように、各種施工計画及び工程計画等の協議及び検討を十分に行うこととしております。

１１月中旬から仮設工事に着手し、その後、本格的に内外部の全面的な改修について工事を進め、令和９年１０月２９日までには、全ての改修工事が完了する予定です。

本工事は、学校運営を行いながら工事を進めることとなるため、学校や工事関係者等とも十分連携を図り、児童及び教職員を始めとする関係者の安全対策には、万全を期し施工します。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員　　確認と質問をお願いします。まず確認なんですけども、一番上からの３つ、低入札価格調査基準価格というのは上の項目の４番の価格より低いということですか。

あと質問です。まずは無効と書いてあるのが３件あるんですけども、仕事として受け入れようとしてるのに押印がないというのは初めて見たような気がしたんですが、３件とも押印がないというのがとても不自然に思ったので確認をさせていただきたいところです。

それからその下の４件、辞退と書いてあるんですけども、これはど

ういう案件で辞退されたのかも教えていただきたいということ、あと落札者の前田組というのは、島本町とかそういうふうなところで今までにお仕事をされた経験はあるのでしょうか。

教育総務課長　　まず１点目からですけども、４番の低入札価格調査基準価格、３億８，１６０万４，０００円、この額を下回る分につきましては低入札ということで審査基準価格となります。

次に押印なしの部分ですが、事情といいますかそういったところまでは把握しておりません。

あと辞退なんですけども、辞退届という書面を頂くんですが、特に辞退理由とまでは具体的には書いていただくものではございませんので、こちらにつきましても具体的な事情を把握しておりません。

最後に前田組の概要なんですが、高槻にある業者でございまして、建築土木工事をいっぱいやっております。小中学校の耐震改修工事や昇降機設置、学童保育室の改築などを行っており、公共の実績としましては高槻や大阪府内いくつかあるんですけども、島本町の施設としましては令和７年度の町立小学校防犯対策工事、一小、二小分を請け負っております。以上でございます。

教育委員　　授業等をしながらの改修工事になると思うんですけど今使っている北館の機能はどこかに移設をされるんですか。

教育総務課長　　二小における長寿命化改修工事の実施に当たりまして、工事期間中に理科室とか図工室、特別教室とか支援教室があるんですけども、そういったものにつきまして対応いたします。設計段階の計画としましてはまず図工室のある３階フロアの改修に着手いたします。３階の工事完了後、２階にある支援教室６学級を改修を終えた３階の図工室等に一時期に移動させて、２階フロアの改修を行い、最後に理科室と支援教室の級のある１階フロアの改修を実施する計画でございます。各教室の対応につきましての御説明なんですが、支援教室つきましては常時使用する必要があるため、改修が完了したフロアへ順次移動させることで、工事期間中も常に同じ校舎内で教室を確保し、児童が安心して学校生活を送れる環境を維持してまいります。図工室、理科室につきましては、それぞれの教室が改修対象となる期間及び一時的に新

教室として使用する期間は、専用教室として使用できなくなります。この点につきましては事前に学校側と協議を重ねており、影響を最小限に抑えるため、年間の事業計画を調整することで対応していただくことを予定しております。以上でございます。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第９号報告「工事請負契約の締結の臨時代理について（町立中学校空調設備改修工事）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長　　それでは、第９号報告「工事請負契約の締結の臨時代理について（町立中学校空調設備改修工事）」、御説明申し上げます。

本案件は、令和８年６月町議会定例会議に第５３号議案として提出し、御可決いただいたものであり、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１３号の規定に該当するため、本来であれば、議会への提出前に、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、議会の日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第３条第１項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

１５ページを御覧ください。

請負業者の選定に当たっては、予定価格が１億円以上の建築一式工事であることから、島本町制限付き一般競争入札要綱に基づき、制限付き一般競争入札により請負業者を決定しました。

制限付き一般競争入札の執行に当たっては、令和８年４月３日に地方自治法施行令第１６７条の６の規定による入札実施に係る公告を行い、同日から同月１３日までの間に入札参加資格審査申請書類の配布及び受付をしたところ、８者から申請がありました。その後、６者が辞退し、本年５月２６日に、２者による入札を執行しました。

１７ページを御覧ください。

入札結果については、入札調書のとおり２者による制限付き一般競争入札を実施したところ、うち１者が低入札価格調査基準価格を下回る金額での応札であったため、入札は一旦保留とし、最低の価格での応札があった、豊徳建設株式会社について、６月３日に開催された低入札価格調査委員会における調査の結果、応札金額で本契約の内容に適合した履行がされると認められました。

これを受け、資料１８ページのとおり当該業者を落札者として、同年６月８日に契約金額１億１，５５４万１，８００円で仮契約を締結しました。

契約期間は、議会の議決日の翌日から令和９年１月３０日までです。

それでは、工事内容について、資料に沿って御説明申し上げます。

工事の内容は、中学校２校の空調設備改修工事です。

始めに、資料１９、２０ページを御覧ください。

本図面は、中学校２校それぞれの教室配置図です。

改修内容は、整備後おおむね１５年程度を経過し、能力低下が著しい普通教室、支援教室、通級教室及び特別教室の機器を改修するものとなっています。令和８年度から令和１０年度までのそれぞれ３か年で工事を実施する計画としており、初年度の令和８年度工事で対象とする諸室については黄色で示しています。また、今年度以降の令和９年度及び令和１０年度のそれぞれ工事で対象予定とする諸室については桃色で示しています。

次に、２１ページを御覧ください。工程計画表（案）です。

工事工程について、現在の案としては、契約締結後から工事の準備作業を始め、機器等の発注を進めます。また、工事期間中における生徒及び学校関係者の安心・安全に最大限配慮できるように、各種施工計画及び工程計画等の協議及び検討を行い、その後、本格的に工事を進め、令和９年１月３０日までには、全ての工事を完了する予定です。

本工事は、学校運営を行いながら工事を進めることとなるため、学校や工事関係者等とも十分連携を図り、生徒及び教職員を始めとする関係者の安全対策には、万全を期し施工します。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員　　先ほどの質問の回答から考えると、届出を辞退されたからという辞退理由になるのかと思いますが、ここでも辞退理由があれば教えていただきたいことが一点です。

それからまた同じように落札者の建設会社は今までに島本町の仕事に関わってこられたのか、この２点についてお聞きしたいです。

教育総務課長　　まず１点目の辞退理由ですが、先ほど同様に理由まで辞退届に書く欄がございませんので把握しておりません。

あと業者の他の実績なんですが、お願いした今回の豊徳建設なんですが、守口市にある業者でございまして、認定こども園や就学前施設の学校を始めとした公共設備工事の耐震化などを行っております。実績としましては、令和６年度に本町の第一小学校屋内運動場の長寿命化改修工事を請け負っているものでございます。以上でございます。

教育委員　　工期について一番暑い時期の改修になるかなと思うんですけど、その間の普通教室の空調については何か対策があるのか、順次問題なく空調も使いながら入替えができるのか教えてください。

教育総務課長　　今回付け替えの工事になりますので、古い方のエアコン、若しくは工事が済んでいる新しい方のエアコンのいずれかが必ず使える状態で配慮していきますので、特に使用ができなくなるといった期間はない予定ございます。以上でございます。

教育委員　　これは空調設備各教室、又はいろんな多目的ホールとかいろんな教室だと思うんですけど、体育館の方は、前に空調は冷たい空気が吹き出すような大きなものが付けられている可動式とお聞きしたんですけど、体育館の方の空調設備というのは何か予定はあるんでしょうか。もう既に設置されているのでしょうか。

教育総務課長　　体育館につきましては先ほどおっしゃっていた可動式のもので、スポットバズーカと言われるものなんですけども、そういったものを既に設置しておりますので、それ以外のものについては現在のところ予定はございません。以上でございます。

教育委員　　私はスポットバズーカというのは余り経験ないんですけれども、広い体育館でかなり効果はあるということで今続けられているということでよろしいでしょうか。

教育総務課長　　１台だけというわけではなく数台を体育館の中に用意しておりますので、それでもって一定の効果はあるというふうに認識しております。以上でございます。

教育こども部長　　補足させていただきますけども、１校当たり４台設置いたしておりまして、設置から今までWＢＧＴが３１℃超えると原則運動中止ですけれども、４台付けてて過去１回だけ２時間だけ超えただけで、それ以外は一切超えずに対応できているということで、運動活動に対して一切問題なく対応できているというふうに聞いております。以上でございます。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第２２号議案「島本町特別支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課長　　それでは、第２２号議案「島本町特別支援委員会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１５号の規定に基づき議決を求めるものでございます。

島本町特別支援委員会は、教育上配慮を要する障害のある児童・生徒に対し、その障害の実態を把握し、適正な支援を行うことを目的として、特別支援に関する判断を導き出す機関でございます。

今回、令和９年度の支援学級及び通級指導教室の設置に向けて、その対象となる幼児・児童・生徒の支援等に関わりまして、会議を開催する必要があることから、委員の委嘱につきまして、御審議をお願いするものです。

資料２５ページの委員名簿（案）を御覧ください。

委員の構成につきましては、島本町特別支援委員会規則第２条に規

定しております。

（１）「学識経験を有する者」としまして、大阪府立高槻支援学校長から田中美穂教諭を推薦いただきました。

（２）「町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者」としまして、高槻市医師会から関耕次郎医師を推薦いただきました。

（３）「町立小・中学校の教職員」としましては、今年度の担当として、校長からは第一小学校の藪田校長と第二中学校の小林校長に、教頭からは、第四小学校の土居教頭と第一中学校の古家教頭に、教諭からは支援教育コーディネーターを勤めている第二小学校の坂本教諭と第一中学校の古後教諭にお願いしたところであります。

任期につきましては、島本町特別支援委員会規則第３条に規定しており、委嘱の日から令和９年３月３１日までございます。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました

それでは、第２３号議案「令和９年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課長　　それでは、第２３号議案「令和９年度使用小学校教科用図書の採択について」、御説明申し上げます。

資料２９ページを御覧ください。

小学校の教科用図書につきましては、令和５年度に採択が行われ、

採択結果に基づき、令和６年度より新しい教科用図書が使用されております。

来年度の令和９年度に使用する小学校教科用図書につきましては、【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律】の

（同一教科用図書を採択する期間）

第１４条　義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間（４年間）、毎年度（まいねんど）、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

に基づき、来年度も今年度と同じ教科用図書の採択をお願いいたしたく、「図書一覧」を掲載しております。今年度につきましても、町立人権文化センターにおいて、６月２日から１９日を法定外展示、町立図書館に設置しております教科書センターにおいて、６月２０日から７月５日までを法定展示、同じく教科書センターにおいて、７月７日から７月１４日までを法定外展示として、教科用図書を展示いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員　　使っていてやはり使い勝手が悪いとか先生方で話が出てきたときには、その期間の中であっても新しいのを再度見直して考えるということの考えはあるんですかね。今までにそういう使いづらいとか、何かちょっと違ったな、みたいなことがあったら教えていただきたいです。

教育推進課長　　今までそういったお声を学校現場からは聞いておりませんので対応をしたことがないんですけども、当然そういった声が出てきた際には大阪府とどのような事務になるのか確認しながら進めたいと思っております。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第２４号議案「令和９年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課長　　それでは、第２４号議案「令和９年度使用中学校教科用図書の採択について」、御説明申し上げます。

資料３３ページを御覧ください。

中学校の教科用図書につきましては、令和６年度に採択が行われ、採択結果に基づき、令和７年度より新しい教科用図書が使用されております。

来年度の令和９年度に使用する中学校教科用図書につきましては、【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律】の

（同一教科用図書を採択する期間）

第１４条　義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間（４年間）、毎年度（まいねんど）、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

に基づき、来年度も今年度と同じ教科用図書の採択をお願いいたしたく、「図書一覧」を掲載しております。今年度につきましても、小学校教科用図書と同様、町立人権文化センターにおいて、６月２日から１９日を法定外展示、町立図書館に設置しております教科書センターにおいて、６月２０日から７月５日までを法定展示、同じく教科書センターにおいて、７月７日から７月１４日までを法定外展示として、展示いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

以上をもちまして、令和８年第８回教育委員会定例会を閉会いたします。